

令和7年8月18日

第26回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和7年8月18日（月）午後3時
2. 会 場 市民センター（市役所本庁舎西側） 314会議室A
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曜地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 斎藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光
5. 事務局の出席者 事務局長 阿蘋 裕之
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主任 小野 亜希子
主事 河野 良輔
庶務係長 丹治 薫

農業企画課

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認正明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第6号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
- 第7号 遊休農地の区分の判断について
- 第8号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	欠席の届出はございません。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第26回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	6番：野崎俊幸委員、17番：古関恵子委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の河野主事を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後5時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後5時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(8件)】
	合計8件、令和7年8月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、貸借権設定5件、使用貸借権設定1件、計17件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番 (発言を求める。)
議長	栗原委員 (発言を許可する。)
1番	整理番号1番及び2番について説明いたします。
	まず整理番号1番は、譲受人は譲渡人の孫です。贈与を受ける農地付近に自宅があり、自宅付近で耕作利便と判断いたしました。
	次に整理番号2番は、農地に共同住宅を建築し残った土地を農地として、叔父にあたる譲受人が購入する申請です。1番及び2番は、いずれも区域協議会では周辺農地に影響はないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号3番及び4番について説明いたします。
	まず整理番号3番は、譲受人がリンゴを耕作している農地と地続きになっており、当該地でもリンゴの栽培を行う申請内容です。
	次に整理番号4番は、保全管理されている農地で、譲受人が自家消費としてモモを栽培する申請内容です。また譲受人の自宅から10分から15分程の時間で通えます。いずれも区域協議会では周辺農地に影響ないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、2ページの整理番号6番及び3ページの整理番号7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	まず5番ですが、譲受人は申請地に隣接している空き家を購入し、耕作を行う申請です。次に6番ですが、近くで当該地には別の耕作人がいましたが、その方は体調不良で耕作できなくなってしまい、譲渡人が今回の申請の譲受人に話を持ち掛けたようです。
	いずれも区域協議会では周辺農地に影響ないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	まず整理番号7番でございますが、譲渡人と譲受人の関係は親子です。譲受人が今年定年になったということで、自家消費を目的とした耕作を行う予定です。
	次に整理番号8番でございます。譲受人が自営業で飲食業をされており、営んでいる飲食店で、自分で育てた野菜で調理したいという願いから、耕作をするという内容です。区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号5番、3ページの整理番号9番から4ページの15番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	9番ですが、自家消費としてとうもろこしを栽培する申請です。次に整理番号10番ですが、元々田んぼの農地でブドウを栽培する申請です。次に整理番号11番ですが、この件は以前降雨により、定例的に水田災害の被害に遭っており、10から20町歩程、耕作できなくなつたということで、いろんな方に引き受けた経緯があります。その中の、一つですね。農業法人が引き受けた耕作する申請内容で、現在も耕作されていることを確認済みです。次に整理番号12番及び13番ですが、利用権からの移行ということで、引き続き耕作をする申請です。次に整理番号14番ですが、自家消費としてじゃがいもを栽培する申請です。なお議案第2号の整理番号1番と関連しており、取得した農地の隣の土地に住宅を建てるという内容です。最後に整理番号15番ですが、経営規模の拡大の理由でかぼちゃを栽培する申請です。いずれも区域協議会では周辺農地に影響はないと判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号16番及び17番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	斎藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号13番について説明いたします。
	区域番号6番整理番号16番、17番の2つの案件ですけれども、内容につきましては記載の通りでございます。
	整理番号16番の譲受人の住所は、飯館村となっておりますが、現在大森に住居のほうを購入しまして、その住居に隣接する畠を購入し、自家消費栽培をするための申請です。整理番号17番は、利用権設定からの切り換えで、引き続き、耕作を続けるためということなので、2つの案件とも区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から17番までの17件、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、使用貸借権設定2件、計3件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	まず1番ですが、先ほど申しましたが、取得した農地の隣の土地に自己住宅を建てるという内容です。次に整理番号2番ですが、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人が両親の自宅の近くに住居を構えたいという事から、一般住宅を建てるための申請です。 いずれも区域協議会では周辺農地に影響はないとの判断しました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号3番につきまして、ご説明いたします。 この申請につきましては、調査書の記載の通りですが、集落接続事業によりまして、分家住宅として、農地転用の許可申請があったものです。協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。
次長	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。 議案書の7ページをご覧ください。議案第3号現況確認証明願についての案件は、昭和27年通知の農地法の施行について基づき、農地法の適用を受けない農地であることが確認できた物件です。証明願に基づき、区域担当委員とともに、県の調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態ではないことを確認いたしました。 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添調査書の通りでございます。よろしくお願

	いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。
	この土地は、平成20年に購入をされて、そこで野菜等を作ろうということがあったようです。しかし東日本大震災で購入者が県外へ避難をされたそうです。農地に復元して再度耕作を行うのには、なかなか困難であると判断したところでございますので、区域協議会としても、致し方ないと判断をしたところでございます。
	ご指導よろしくお願ひしたいと思います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、現況確認証明願について、整理番号1番の1件、原案の通り決定いたします。次に、議案第4号について事務局の説明を求める。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第4号、福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項、第3項の規定に基づき、福島市長より計画括弧案に対する意見を求められた案件です。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。9ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件で、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番でございますが、この法人は申請地周辺の農地でネギ栽培をしております。障がい者を雇用し、大きく営農している会社でございます。今年の春よりすでに耕作をされているようで、今回正式に申請したものでございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号2番について説明いたします。
	貸付人は県外に在住しており、自分で耕作できないため、以前から他の人に貸していた田んぼです。その田んぼのすぐ近くに住んでいる借受人が耕作する内容です。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願いします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号3番ですが、申請地周辺では水田を中心にやっておりまして、借受人自身の土地も含めて、綺麗に耕作しているところで、問題なしと判断しております。 そして整理番号4番ですが、ここは荒廃した農地だったのですけれども、中間管理機構で紹介して、この譲受人の方が耕作する予定でいます。 そして5番ですが、譲受人は外国籍の方で、これから空き家を探し、住居を構えてキュウリの栽培をする内容です。 最後に整理番号6番ですが、これはこの譲受人の方は、くだものを沢山耕作している法人で、今回荒井担当の推進委員から紹介していただき、借受人の法人が使うことになりました。どの案件も、区域としては問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号7番の1件、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	7番について申し上げます。譲受人は、果樹や水稻を大きく行っている方で、申請地ではモモ栽培を予定しております。区域協議会としては特に問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号8番から10ページ、13番までの6件、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号8番、11番、12番の3件ですが、以前から耕作しており、今回正式に申請者の賃借権を設定する内容で、全部しっかり耕作していることを確認しております。 続いて整理番号9番ですが、これも以前から借受人の法人が大豆を作付していた土地で、今回に賃貸借権を設定するものです。現在農地は、耕作されていることを確認しております。 続いて、整理番号10番と13番ですが、貸付人は県外に住んでおり、両親から長男に相続

	された土地です。いずれも区域では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号14番の1件、詳細は議案書の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	この案件につきましては新規就農となっております。借受人は、今年から農業を行う就農者として、ほうれん草を栽培をするという予定となっております。周辺にも影響がないということで、区域協議会においても問題なしと判断いたしましたので、ご協議よろしくお願ひをいたします。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号について、事務局の説明をお願いいたします。
次長	議案書の12ページをご覧ください。
	議案第5号、福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
	13ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添調査書の通りでございます。よろしくお願ひします
議長	調査結果補足説明並びに区域協議会の意見を求める。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号1番について説明いたします。こちらは福島北警察署の西側から北に伸びる道路と、飯坂から東に伸びる道路の交差点にあるセブンイレブンの駐車場の土地です。大変繁盛いたしまして、駐車場が手狭になったということで、駐車場の西側にりんご畠がありますが、その一部を駐車場として拡張し、使用したいという内容であります。また西側にも、農地が連なっておりますが、そちらに影響するようなことはなく、区域協議会では問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件で、判断基準の詳細は別添調査書の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	調査結果、補足説明の時に協議会の意見を求める。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）

11番	整理番号1番に関して、申請地は平野地区というところでございます。農家住宅に転用という事ですが、現在譲受人が居住している住宅を建て替えようとしたところ、接道や崖地の問題で建て替えが難しいと結論でした。しかし耕作している畑に隣接している場所を見つけ、農家住宅を建築し新たな営農拠点にしたいと申請したところです。区域協議会でも致し方ないと判断させていただきました。よろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号3番の1件で、判断基準の詳細は別添調査書の通りでございます。よろしくお願ひします。
議長	調査結果、補足説明の時に協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号3番ですが、住宅拡張敷地として既存住宅の拡張です。住宅前の道の法面が崩れてしまい、緊急工事を行ったため、申請した案件です。区域では致し方ないと判断させていただきました。よろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	議案第5号、福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定については原案の通り決定いたします。次に議案第6号について、事務局の説明をお願いいたします。
次長	議案第6号農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定についての案件は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、福島市長より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見を求められた案件です。詳細については、市農業企画課の担当者がご説明申し上げたいと思いますので、入室を許可願います。
議長	ここで議案審議に当たり、福島市農業企画課の担当者の入室を許可いたします。 ～入室～
議長	よろしければ説明をお願いいたします。
農業企画課	皆様、いつも大変お世話になっております。農業企画課の大橋と申します。それでは私から、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、以後基本構想といいます。
	基本構想の変更に係る意見について、ご説明の方いたします。
	まず基本構想については、農業経営基盤強化促進法以後、基盤法といいます。
	この基盤法に基づき、都道府県が基盤法第5条により定めている、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、以後基本方針といいます。
	この基本方針に即して、地域の実情を踏まえて、将来10年後の農業経営の目標を定めるものであり、本市は当初平成13年に基本構想を策定し、概ね5年ごとに見直しを行ってきた

ところであります。

今般、本年4月に福島県の基本方針の見直しがなされて、基盤法施行令第1条による、概ね5年ごとの見直しを行うことから、変更するものとなります。

この基本構想の変更にあたっては、基盤法施行規則第2条の規定により、農業委員会などに意見を紹介するものであります。

次に、基本構想の主な見直し内容についてご説明をいたします。主な見直し内容は大きく分けて4つございます。

今回見直しをしている年間総労働時間や、年間農業所得については、他産業従事者並みに相当する水準を達成する目標値として算出をしております。

まず見直しの1つ目になりますが、育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標、主に認定農業者制度の認定基準を判断する、年間総労働時間や民間農業所得の見直しであります。

年間総労働時間については、福島市認定農業者の年間総労働時間や他産業の年間労働時間などを参考に、これまでと同様に1900時間の据え置きといたしました。

年間農業所得については、福島県の令和6年度の中身を従事者の生涯所得などを参考に、1個別形態あたりは510万以上から520万以上に変更、主たる従事者1人当たりは440万以上の据え置きといたしました。

なお、1個別経営体当たりとは主たる従事者プラス補助事業者のことであり、主たる従事者に家族労働者やパートタイムの方、お手伝いさんなどを含めた経営体を指しており、補助事業者を0.5人として算出の方をしております。

続いて、2つ目になりますが、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、農業所得に関する目標、主に認定新規就農者制度の認定基準を判断する、年間総労働時間や年間農業所得の見直しであります。

こちらについては、福島県の算定基準を参考に、これまでと同様に、1つ目の育成すべき効率的、安定的な農業経営の育成の推進の所得目標の60%とするため、1個別経営体あたりの年間農業所得は、310万以上、主たる従事者1人当たりの年間農業所得は260万以上の据え置きといたしました。

また、年間総労働時間は、これまでと同様に、1つ目の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標の、年間総労働時間参考に、1900時間の据え置きとしたところであります。

3つ目、利用権設定等促進事業に関する事項の見直しであります。

利用権設定等促進事業については、令和5年の基盤法の改正により、令和7年4月からは、原則農地中間管理機構を経由して行われる仕組みとされることとなったため、廃止となり、基本構想から項目を削除いたしました。

4つ目は、福島県基本方針の変更による見直しであります。

福島県の基本方針の内容に不足するため、文言の修正等を行ったところでございます。以上が主に要綱等見直した内容となります。

最後に、基本構想の変更のスケジュールについて簡単にご説明をいたします。

まずこの意見照会につきましては、福島市農業委員会や、ふくしま未来農業協同組合、福島市認定農業者会、福島市農業後継者連絡協議会などに照会をしております。

	この関係機関や団体の意見を踏まえ、8月末までに、福島県の基本構想に関する同意協議を行い、10月中に基本構想を変更した旨を公告し、変更する手続きが完了するスケジュールで進めて参ります。
議長	以上、基本構想の変更に係るご説明とさせていただきます。ありがとうございます。
2番	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	議長2番（発言を求める。）
2番	佐藤委員（発言を許可する。）
農業企画課	年間農業所得の510万円をクリアしている農家の数はいくらですか。
	ご質問にございました、年間農業所得の510万円をクリアしている農家の数ということでございますが、この数字につきましては、現在持ち合わせてございません。この510万円の数字ですが、認定農業者の認定の際に、この基準に達しているかを判断する指標となってございます。
議長	佐藤委員、よろしいですか。
2番	はい。
議長	それ以外にご質問などございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号の農業経営基盤強化促進に関する基本的な方法に関する意見決定事項は、原案の通り決定いたします。次に報告をお願いいたします。
次長	議案書17ページの報告第1号から、31ページの報告第8号は、議案書記載の通りとなりますので、お読み取りをお願いいたします。
議長	以上で本日の議案審議は終了しました。長い間お疲れ様でした。閉会の言葉を、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	大変慎重なご審議ありがとうございました。
	これで第26回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様です。

(午後4時30分)

令和7年8月18日

これは、福島市農業委員会第26回総会の議事録であることを証するため
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村謙一

議事録署名人6番 野崎俊幸

議事録署名人17番 古関恵子